

生殖医療に係る連携協定書

信州大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と医療法人仁雄会穂高病院（以下「乙」という。）は、甲が設置運営する生殖医療センターと乙が設置運営するリプロダクションセンターについて、次のとおり協力医療機関に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が設置運営するリプロダクションセンターにおいて災害や施設の急変によって凍結胚等の安全な維持管理が困難になった場合（以下「不測の事態」という。）に備え、甲が設置運営する生殖医療センターとの間で、当該凍結胚等の円滑な移送および保管（以下「移送・保管対応」という。）に関する連携体制を確立することを目的とする。

（連携の原則）

第2条 本協定は、日本産科婦人科学会の推奨に基づき、凍結胚等の維持管理と患者の治療継続機会の保持を目的とする。

2 甲及び乙は、相互の信頼関係に基づき、円滑な協力体制の維持に努める。

（不測の事態発生時の対応手順）

第3条 乙は、不測の事態が発生し、自己の施設内での凍結胚等の維持管理が困難となる蓋然性が生じた場合、速やかに甲に連絡し、本協定に基づく移送・保管対応の実施を要請する。

2 甲は、前項の要請を受けた場合、速やかに甲施設の状況を確認し、受け入れ可能かどうかの判断を乙に伝える。

3 乙は、甲が受入可能な場合には、凍結胚等のリスト作成、移送準備、患者への説明等の必要な手続きを行う。移送にかかる費用及び責任はすべて乙が負うものとする。

4 移送された凍結胚等の保管は、甲施設の生殖医療センターにて責任をもって行う。

（甲による受入が困難な場合の対応）

第4条 甲は、第3条第1項の要請を受けた際、大規模災害の発生等、不測の事態により、凍結胚等の安全な受入れまたは継続的な保管が極めて困難であると判断した場合に限り、乙の要請に応じられない場合があるものとする。

2 前項の事態が生じた場合、甲は、速やかに乙に対し、その状況、影響の範囲、および受け入れ再開の見込みについて書面または適切な方法で通知する。

3 甲及び乙は、同条第1項の事態が発生した場合においても、可能な範囲で連携を継続し、受け入れ困難な事態の解消に向けた努力を行うとともに、代替措置について誠実に協議するものとする。

4 乙は、同条第2項により甲が受入れ困難である旨を甲から通知された場合、速やかに患者に対し状況を説明する。

(甲の患者への説明責任)

第5条 乙は、本協定を締結している事実、および本協定の目的・内容について、凍結胚等の保管を希望する患者に対し事前に十分かつ丁寧に説明するものとする。

2 特に、乙は患者に対し、第4条に定める甲による受入れが困難となる可能性がある場合があることについて、誤解が生じないように明確に説明し、理解を得るものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から1年間とする。

2 ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による反対の意思表示がないときは、本協定はさらに1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

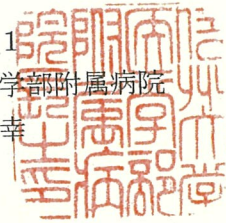
(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間で誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1部を保有するものとする。

令和8年1月8日

甲： 住所 長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学医学部附属病院
病院長 花岡正幸



乙： 住所 長野県安曇野市穂高4636番地
医療法人仁雄会 穂高病院
院長 古屋直行

